

全 住 協 第 3 5 1 号
令和 2 年 3 月 1 3 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局長 米 山 篤 史

**東京都における宅地建物取引業に関する手続の郵送対応の拡大について
(対象は東京都知事免許宅建業者)**

東京都不動産課から、標記について以下のとおり周知依頼がありましたので、お知らせします。詳細は東京都ホームページをご参照ください。

なお、対象は東京都知事免許の宅建業者のみとなります。

[URL] https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/topics/h31/20200312_01.html

宅地建物取引業に関する手続の郵送対応の拡大について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、不動産課（都庁第二本庁舎3階北側）で行っている宅地建物取引業関係の手続について、当分の間、下記のとおり、希望する方には郵送でも手続を行っていただけるよう、郵送による手続の対象を拡大しますので、お知らせします。

記

1. 実施期間

令和2年3月16日（月曜日）から当分の間

2. 郵送でも行える手続

- 宅地建物取引業免許証の交付（更新・書換え免許証のみ）
- 宅地建物取引士資格登録
- 宅地建物取引士証の交付
- 宅地建物取引士に関する証明書
- 現地案内所等の届出

3. 郵送に係る注意事項

- (1) 送料は、申請者等の負担となります。
- (2) 処理期間は、標準処理期間より長くなる可能性があります。
- (3) 書類不備等で連絡する場合がありますので、書類一式のコピーを取り、お手元に保管しておいてください。また、不足書類をご郵送いただく場合があります。
- (4) 郵便事故に関し、東京都は責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (5) 手数料納付が必要な手続については、予備審査完了の連絡があった後に、所定額の手数料を現金書留により送付していただく必要があります。

以 上